

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に  
基づく女性の職業選択に資する情報の公表について

平成28年度から令和2年度の取り組み状況について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条に基づき公表します。

**目標**

1. 新規採用者の女性割合を50%以上にする。
2. 平成32年度末までに、育児休業を取得する男性職員の割合を4%以上にする。
3. 平成32年度末までに、月に20時間以上超過勤務を行う職員の割合を、平成26年度の実績(36%)より4%以上引き下げ、32%以下にする。
4. 平成32年度末までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、平成26年度の実績13.8日より1日引上げ、14.8日以上にする。

**達成結果一覧**

○...達成    ×...未達成    -...該当なし

年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1 (H 3 1)	R 2 (H 3 2)
1. 採用 (%)	採用なし	採用なし	採用なし	採用なし	採用なし
達成状況	-	-	-	-	-
2. 育休 (%)	0%	0%	0%	0%	0%
達成状況	×	×	×	×	×
3. 時間外 (%)	9%	26%	41%	18%	12%
達成状況	○	○	×	○	○
4. 年次休暇 (日)	13.6日	13.9日	12.4日	9.3日	15.7日
達成状況	×	×	×	×	○